

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成28年9月号 vol.23



8月27日～28日、五島夕焼けマラソンに行ってきました。一週間前に、サッカーの応援で2時間近くジャンプし続け、ふくらはぎを負傷するというハプニングもありましたが、ハーフマラソン40代の部で10位に入る成績で、レースを終えることができました。

レース前の協会巡りの旅、終わってからの五島牛の焼き肉パーティーでの参加者との触れ合い、島の方々の温かい応援などなど、すっかり五島ファンになって帰ってきました。

また、来年も参加したいと思います。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

今回は相続税の節税のお話し。平成27年に、基礎控除が見直されて以降、相続税のご相談が多くなっています。

今回は、相続財産を減らすための居住用不動産の取得の方法をご紹介します。

”居住用不動産を夫・妻・子の共有名義とすることで相続財産を減らすことも可能です”

相続税対策の基本は、生前に計画的に財産を次世代に移転することにあります。しかし、相続開始前3年以内の贈与財産は、相続税を計算する際には、相続財産に含めることとなるため、結果的には相続税を減らすことができなかったということもありません。

退職金などを財源に、これまでの住宅を住み替えて、新たに住宅を取得するようなケース。次のような贈与の特例を使い、夫・妻・子の共有名義にすれば、この贈与財産については、相続開始前3年以内であっても、相続財産に加えられることがないため、相続財産を減らすことが可能になります。

・妻の持分 婚姻期間が20年以上あれば、基礎控除110万円の他に、2,000万円までの持分を税負担なく妻に贈与することができます。

・子の持分 贈与を受けた年の1月1日で20歳以上であれば、基礎控除110万円の他に、非課税枠の限度内(贈与の年によって金額が異なります)までの持分を税負担なく子に贈与することができます。

※いずれも適用を受けるためには、その他いくつかの要件がございます。詳細は、税理士までお尋ねください。

「今月の本の紹介」

「鉄客商売」

(JR九州会長 唐池 恒二 著・PHP研究所)

実に楽しく読めたビジネス書でした、国鉄分割民営化後の高速船「ビートル」の立上げ、「ゆふいんの森」などのデザイン&ストーリー列車の企画、そして赤字続きのJR外食事業の黒字転換に向けたストーリーなどが面白おかしく描かれています。

そしていつかは私も乗ってみたい「ななつ星」。この誕生の秘話と七不思議には、人の気が高まると、そこには大きな感動と人智を超えた奇跡みたいなものが生まれるものなんだなと感じさせられました。

「旬のレシピ」

<パプリカとナッツのキンピラ>

・パプリカ(黄・赤) 各1/2個 →細切り

・しょうが 1片 →細切り

・ミックスナッツ 100g

・酒 大2、みりん 大1、しょうゆ 大2.5 (A)

・ラー油、白ごま 少々 (B)

①ゴマ油でしょうが、ナッツ、パプリカの順で炒める。

②(A)を入れ、汁気を飛ばしながら炒める。

③仕上げに(B)を加える。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所